

# 「いじめ防止対策の推進に関する調査」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：文部科学省、法務省 勧告日：平成30年3月16日 回答日：平成30年9月27日(改善状況は9月18日現在)

## 主な勧告(調査結果)

## 主な改善措置状況

### 1 いじめの正確な認知の推進

#### ◆ いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すこと

- ・ 教育委員会等において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分

#### ◆ 法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

- ・ 学校において、いじめの認知の判断基準について、法のいじめの定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈する例あり
- ・ 実際の事案でも、法のいじめの定義とは別の要素を判断基準とすることにより、いじめとして認知しなかった例あり

### 2 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

#### ◆ 重大事態の発生報告など法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底

- ・ 教育委員会等において、重大事態の発生報告など法等に基づく措置が徹底されていない例あり

【文部科学省】

### 3 関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進

#### ◆ いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底

- ・ いじめ相談に対し、法務局等が相談者と学校間の調整を行い、学校における再発防止に向けた対応を支援するなど効果的な措置により解決した例あり
- ・ 一方、法務局等において、「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談に、「再度、学校に相談」するよう促すなど、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり

【法務省】

- ◆ 各教育委員会等に対し平成30年3月26日に通知を发出し、いじめ防止対策を一層推進する上で留意すべき事項を下記のとおり整理し、各学校に対する周知徹底を図るとともに、必要な指導を求めた。

#### 1 いじめの正確な認知の推進

- ・ いじめの認知件数の学校間差等に係る原因分析
- ・ いじめの認知件数が零の場合の保護者等への公表・検証
- ・ いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解の形成
- ・ いじめの定義を限定解釈しないこと及び実際の事案でも加害行為の「継続性」等を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること

#### 2 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

- ・ 法で義務付けられている措置を確実に講ずること
- ・ 基本方針等に基づき適切な対応をとること

- ◆ 平成30年6月11日開催の会議において、各教育委員会等の生徒指導担当者に対し通知の内容を周知するとともに、今後も関係会議等において周知徹底を図る。

【文部科学省】

- ◆ 法務局等に対し平成30年3月29日に通知を发出し、事案を解決する上で効果的な措置を十分に検討の上、相談者に寄り添った適切な対応の実施を周知徹底した。

- ◆ 平成30年4月以降、研修において、いじめ相談を解決する上で効果的な措置事例の共有を行っている。

【法務省】

## いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 28 年 12 月～30 年 3 月
- 2 対象機関  
調査対象機関 文部科学省、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、厚生労働省  
関連調査等対象機関 都道府県（21）、都道府県教育委員会（21）、都道府県公安委員会（都道府県警察）（20）、市町村（41）、市町村教育委員会（50）、公立小学校（99）、公立中学校（99）、公立高等学校（51）、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 30 年 3 月 16 日 文部科学省、法務省

【回答年月日】 平成 30 年 9 月 27 日  
※ 改善状況は平成 30 年 9 月 18 日現在

### 【調査の背景事情】

- いじめの社会問題化を踏まえ、平成 25 年 9 月に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行。法でいじめを定義（注）するとともに、国、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定  
（注） 法のいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。
- 文部科学省は、法施行 3 年後の見直しとして、平成 29 年 3 月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を改定
- 平成 28 年度のいじめの認知件数は約 32 万 3,000 件で過去最多。児童生徒数当たりの認知件数には、都道府県間で約 19 倍の差あり。いじめを背景とした自殺等の重大事態は後を絶たず
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、関係機関によるいじめの防止等の取組実態を明らかにし、いじめ防止対策を推進する観点から、いじめの早期発見・対処の取組状況、いじめの重大事態の再発防止等の取組状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項等	各省が講じた改善措置状況
<p>1 いじめの早期発見・対処の取組状況</p> <p>(1) いじめの正確な認知の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、いじめの正確な認知を推進する観点から、教委及び学校に対し、いじめの認知件数の学校間差の原因分析などのいじめの正確な認知に向けた取組を更に促すとともに、法のいじめの定義を限定的に解釈しないことについて周知徹底する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>&lt;制度の概要等&gt;</p> <p>○ 文部科学省は、いじめの定義には、次の①から④の要素が含まれているとしている。</p> <p>① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること。</p> <p>② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。</p> <p>③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。</p> <p>④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。</p> <p>○ 文部科学省は、平成28年3月の教育委員会(以下「教委」という。)等に対する通知(注)で、いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、法が機能するための大前提であるとし、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要があるとしている。</p> <p>(注) 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成30年3月26日、各教委等に対し、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)」(平成30年3月26日付け29初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知。以下「通知」という。)を発出し、いじめ防止対策を一層推進する上で留意すべき事項を整理し、各学校に対する周知徹底を図るとともに、必要な指導を求めたところである。</p> <p>通知では、いじめの正確な認知の推進に関し、教委や学校等において、以下の点に留意し、いじめの正確な認知を行うよう求めている。</p> <p>① いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認すること。</p> <p>② 各学校において、毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。</p> <p>③ いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料の全ての教職員への配布や、職員会議や各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」の会合、いじめ問題に関する研修会</p>

勧告事項等	各省が講じた改善措置状況
<p>度に向けた取組について（通知）」（平成 28 年 3 月 18 日付け 27 初児生第 42 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）</p> <p>○ 同通知により、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認するよう求めている。</p> <p>○ 同省は、平成 27 年 8 月の通知（注 1）及び 28 年 12 月の通知（注 2）で、各学校に対していじめの認知漏れがないか確認するように求めるとともに、26 年度及び 27 年度において年間でいじめの認知件数が零であった学校（以下「いじめ零校」という。）に対して、認知件数が零であった事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認するよう求めている。</p> <p>（注 1） 「平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）」（平成 27 年 8 月 17 日付け 27 初児生第 26 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）</p> <p>（注 2） 「平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（速報値）について（通知）」（平成 28 年 12 月 1 日付け 28 初児生第 31 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）</p> <p><b>&lt;調査結果&gt;</b></p> <p>○ 教委等において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの認知件数の学校間差があると認識しているものは、46/60 教委（77%）（調査対象とした 71 教委のうち、実地調査した 60 教委を対象）</li> <li>・ 学校間差の分析未実施は、20/46 教委（44%）。理由は「学校が適切にいじめを認知」等</li> <li>・ いじめ零校の事実の公表未実施は、5 割以上の学校。理由は「公表が必要なことを知らなかった」等</li> </ul> <p>○ 学校において、いじめの認知の判断基準について、法のいじめの定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、いじめの定義を</p>	<p>等において、管理職等が当該資料の内容を説明するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。</p> <p>④ いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」、「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素（加害行為の「継続性」、「集団性」等）を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること。</p> <p>このほか、平成 30 年 6 月 11 日に開催された、都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議において、各教委等の生徒指導担当者に対し、通知の内容について周知を行った。</p> <p>今後とも、関係会議等において、今般の調査結果や通知の内容の周知徹底を図ることとしている。</p>

勧告事項等	各省が講じた改善措置状況
<p>限定して解釈する例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限定解釈していると考えられるものは、59/249校（24%）。理由は「子供のトラブルで、すぐに解消した事案を認知すると相当の数となるため」等</li> <li>・ 限定解釈する学校の中には、複数の要素（「継続性」、「集団性」、「一方的」、「陰湿」、「深刻度」、「不均衡な力関係により2度以上不快な思い」、「相手を指導する必要がある事案」等）を判断基準にする例あり</li> </ul> <p>○ 実際の事案でも、法のいじめの定義とは別の要素を判断基準とすることにより、いじめとして認知しなかった例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒間のトラブル等として取り扱い、いじめの認知に至らなかったとする169校、389事案のうち、「継続性」等の法のいじめの定義とは別の要素がないため、認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）が32校、45事案（12%）あり</li> </ul>	
<p><b>(2) 関係行政機関によるいじめに係る相談への適切な措置の推進</b> <b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、いじめに係る相談への適切な措置を推進する観点から、法務局等において、学校等に相談しているがいじめが改善されないなどのいじめ相談事案への対応として、再度学校等への相談を相談者へ勧奨するのみといった措置がとられることのないよう、いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底を図る必要がある。</p> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>&lt;制度の概要等&gt;</b></p> <p>○ 児童等からの相談に応じる者は、いじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする（法第23条第1項）。</p> <p>○ 都道府県警察（以下「県警」という。）、児童相談所及び法務局又</p>	<p><b>(法務省)</b></p> <p>→ 平成30年3月29日付けで、法務局等に対して「いじめ相談への適切な措置の推進について（通知）」（平成30年3月29日付け法務省権調第32号法務省人権擁護局総務課長・調査救済課長通知）を发出し、勧告の指摘内容を周知するとともに、相談者のニーズや置かれている状況を的確に把握し、事案を解決する上で効果的な措置を十分に検討の上、相談者に寄り添った適切な対応を実施していくべきことを周知徹底した。</p> <p>なお、同日付けで、全国人権擁護委員連合会から都道府県人権擁護委員連合会に対しても、同旨の通知（「いじめ相談への適切な措置の推進について（通知）」（平成30年3月29日付け全人委第160号全国人権擁護委員連合会会長通知））が发出されている。</p> <p>また、平成30年4月以降、法務局等の人権擁護事務担当職員及</p>

勧告事項等	各省が講じた改善措置状況
<p>は地方法務局（以下、法務局と地方法務局を併せて「法務局等」という。）は、それぞれの相談活動等において、次のとおり、いじめに係る相談等の事案に対応している。</p> <p>① 県警は、少年又はその保護者等からの少年の健全な育成に係る事項に関する悩みごと等の相談について、必要な指導、助言その他の援助を行う「少年相談」を実施</p> <p>② 児童相談所は、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する「相談援助活動」を実施</p> <p>③ 法務局等は、人権問題に関して国民の相談に応じ、助言等の必要な措置をとる「人権相談」を、また、いじめなど人権侵犯の疑いのある事案について人権侵犯の事実の有無を確かめ、被害の救済を図る「人権侵犯事件の調査処理」をそれぞれ実施</p> <p>&lt;調査結果&gt;</p> <p>○ いじめ相談に対し、法務局等が被害生徒の保護者と学校間の調整を行い、学校の再発防止に向けた対応を支援するなど効果的な措置により解決した例あり</p> <p>○ 一方、法務局等において、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談（117/291 事案、40％）に、「再度、学校に相談」するよう促すのみの事案が、2/117 事案（2％）</li> </ul>	<p>び人権擁護委員を対象とした研修において、勧告の趣旨の周知徹底を行うとともに、いじめ相談を解決する上で効果的な措置がとられた事例の共有を行っている。</p>

勧告事項等	各省が講じた改善措置状況
<p>2 いじめの重大事態の再発防止等の取組状況</p> <p>○ 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、いじめの重大事態への的確な対応を図る観点から、教委及び学校に対し、重大事態の発生報告など法に基づく措置を確実に講ずるとともに、国の基本方針等に基づき適切な対応をとることについて周知徹底する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>&lt;制度の概要等&gt;</p> <p>○ 教委及び学校は、重大事態(注)が発生したときは地方公共団体の長に発生した旨の報告が義務付けられており、当該報告により地方公共団体等からの職員の派遣等の支援が可能となる。また、重大事態の調査を行い、重大事態の調査結果については、調査報告書を作成した上で、地方公共団体の長に報告することにより、長による重大事態の再調査の必要性の判断がより適切に行うことができることとなる。</p> <p>(注) 重大事態とは、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(第1号)又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(第2号)とされている。</p> <p>○ 重大事態が発生した場合に、法において義務付けられており、確実に講じなければならない措置は、①学校から教委への重大事態の発生報告(法第30条第1項)、②教委から地方公共団体の長への重大事態の発生報告(法第30条第1項)、③教委から地方公共団体の長への重大事態の調査結果の報告(法第30条第2項)、④教</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成30年3月26日、各教委等に対し、通知を発出し、いじめ防止対策を一層推進する上で留意すべき事項を整理し、各学校に対する周知徹底を図るとともに、必要な指導を求めたところである。</p> <p>通知では、重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底に関し、以下の内容を求めている。</p> <p>重大事態については、法に基づき、①学校から教委への発生報告(法第30条第1項)、②教委から地方公共団体の長への発生報告(法第30条第1項)、③教委から地方公共団体の長への調査結果の報告(法第30条第2項)、④教委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への調査結果の情報提供(法第28条第2項)を行うことが義務付けられていることから、これらを確実に講ずること。</p> <p>また、⑤教委から教育委員会会議への発生報告、⑥調査報告書の作成、⑦教委から教育委員会会議への調査結果の報告等については、法において義務付けられているものではないが、基本方針等に基づき適切な対応をとること。</p> <p>なお、国立学校、私立学校及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項に規定する学校設置会社の設置する学校においても、重大事態への対処に当たり、法</p>

勧告事項等	各省が講じた改善措置状況
<p>委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への重大事態の調査結果の情報提供（法第 28 条第 2 項）となっている。</p> <p>○ また、文部科学省は、①教委から教育委員会会議への重大事態の発生報告、②重大事態の調査報告書の作成、③教委から教育委員会会議への重大事態の調査結果の報告等については、法において義務付けられていないが、基本方針等に基づき適切な対応をとることが望ましいとしている。</p> <p>&lt;調査結果&gt;</p> <p>○ 教委等において、重大事態の発生報告など法等に基づく措置が徹底されていない例あり（設置校で重大事態が発生した 40 教委のうち、法等に基づく措置状況の回答があった 37 教委の重大事態 139 事案の状況）</p> <p>① 重大事態の発生報告をしていない例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校から教委への発生報告：3 教委、16 事案（12%）</li> <li>・ 教委から地方公共団体の長への発生報告：2 教委、3 事案（2%）</li> </ul> <p>② 重大事態の調査結果の報告をしていない例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教委等から被害児童生徒・保護者への調査結果の報告：6 教委、19 事案（14%）</li> <li>・ 教委から地方公共団体の長への調査結果の報告：1 教委、1 事案（1%）</li> </ul> <p>③ 重大事態の調査報告書を作成していない例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 教委、25 事案（18%）</li> </ul>	<p>に基づく措置を確実に講ずるとともに、基本方針等に基づき適切な対応をとること。</p> <p>このほか、平成 30 年 6 月 11 日に開催された、都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議において、各教委等の生徒指導担当者に対し、通知の内容について周知を行った。</p> <p>今後とも、関係会議等において、今般の調査結果や通知の内容の周知徹底を図ることとしている。</p>